

はじめに

皆さんがいつまでも心身ともに健康的な生活を送れることを私たちは願います。

鳩山町では、町民の皆様のごころとからだの健康のために積極的に健康づくりに取り組み、埼玉県 65 歳健康寿命の平成 26 年、27 年、28 年データにおいて、3 年連続男女ともに県内 1 位を獲得することができました。平成 29 年には「健康長寿のまち はとやま」を宣言し、更なる健康づくりの推進を目指しています。



わが国においては、平成 10 年に初めて年間の自殺者が 3 万人を超えてから高止まりの状態が続いていました。平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて様々な取組が行われた結果、平成 24 年には 3 万人を下回り、以降、年々減少傾向にあります。また、平成 28 年 4 月には、自殺対策基本法が改正され、地方自治体に自殺対策の計画策定が義務付けられました。そこで、本町においても、平成 31 年 3 月に「～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～鳩山町のち支える自殺対策行動計画（以下、「町自殺対策計画」という。）」を策定し、自殺対策の取組を進めてまいりました。

しかし、今もなお、多くのかげがえのない「命」が自殺によって失われているという厳しい現実を私たちは重く受け止めなければなりません。さらに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安や心の悩みなど新たな課題も生じています。

このような中、これまでの計画進捗状況等を踏まえ、さらなる対策強化を図るため、このたび令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間を計画期間とする「町自殺対策計画（第 2 次）」を策定いたしました。

今後も本計画に基づき、町民の皆さん一人ひとりが生きがいを持ち、自殺対策の担い手として相互に支え合える鳩山町を目指し、「誰も自殺に追い込まれることのない鳩山町」の実現に向けて努めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に際しまして貴重なご意見、ご提案をいただきました関係各位に心より御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

鳩山町長 小峰 孝雄